ボランティアによる環境美化活動を支援

きれいなまちづくり推進事業

　市では、市が管理する道路や河川、公園、用地などの身近な公共空間の美化を促進するため、ボランティアによる継続性を持って行われる環境美化活動を支援しています。環境美化活動に必要な活動費を補助し、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、市民の皆さんと市が協働してきれいな公共空間を創出します。

対 活動区域内の空き缶・たばこの吸い殻などの散乱ごみの収集、花壇の設置や草花の維持管理、その他環境美化に必要な活動

内 活動維持のための補助金の交付、活動の周知、ボランティア活動保険に加入するための手続きなど

補助金限度額

活動年度	300㎡未満	300㎡以上600㎡未満	600㎡以上
初年度	5万円	10万円	15万円
2年度目以降	1万1千円	2万2千円	3万3千円

活動までの流れ／①戦略広報課へ活動場所・内容を相談し、計画書や名簿を提出します。

②内容合意後、ボランティア活動保険の加入手続きをし、補助金の関係書類を提出すると、補助金が交付されます。

③補助金を活用し、必要な物品などを購入し環境美化活動を開始します。活動内容などを年度末に報告します。

▲リバーフレンド富岡による景ヶ島交差点付近で花の植栽をしている様子

☎戦略広報課　995-1803

地域の活性化などに取り組む団体募集

パートナーシップ事業補助金を最大40万円交付

　魅力あるまちづくりを推進するため、地域の活性化や課題解決に向けた市民の自主的な活動に対し、補助金を交付します。昨年度は、3団体が交付を受け事業が実施されました。

補助金の概要

補助金の額／最大40万円

対象となる事業／次のいずれかに該当する事業

・市民の提案で実施する、市民協働の推進とまちづくりに必要と認める事業

・課題解決のために市民の協力が必要なもので、行政と協働して実施する事業

非該当の事業／次のいずれかに該当する事業

・市の類似する補助制度の適用を受けているか、他の団体を補助する事業

・効果が特定の個人や団体のみに及ぶ事業

・団体が管理する施設などの修繕などが目的の事業

・団体が組織を運営するための事業

・宗教的または政治的宣伝の意図が認められる事業

・補助することが適当でないと市長が認める事業

対象となる団体／次の全てに該当する団体

・構成員が3人以上で、その過半数が市内に住んでいるか、通勤・通学している団体

・市内に活動拠点があり、市内で活動している団体

対象となる経費／備品費や消耗品費、広告費、賃借料など

※市公式ウェブサイトに掲載している一覧表をご確認ください。

補助金の申請から決定まで

　補助金の交付を希望する団体は、申請書に必要事項を記入し、戦略広報課に提出してください。受け付けた申請は、審査を行い決定の可否を通知します。

☎戦略広報課　995-1803